

<一般委託>

(「屋外清掃」「建物清掃」「有人警備」「剪定・樹木伐採」用)

逸見総合管理センター他植栽管理業務委託(一般委託)仕様書

逸見総合管理センター他植栽管理業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務は、逸見総合管理センター他対象施設の環境維持を図るため、樹木の剪定、除草等を行うものである。
2	履行期間	令和元年7月1日から令和2年3月31日
3	施行場所	横須賀市西逸見町2丁目10番地 他
4	業務内容	別紙「特記仕様書」のとおり。
5	特記事項	本業務の履行条件は、別紙「特記仕様書」のとおり。
6	関係法規	本業務は、横須賀市上下水道局契約規程を遵守すること。
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 履行期間を通じて「造園施工管理技士」又は、「街路樹剪定士」の資格を有する者を雇用し、当該資格を有する者の指導のもとに業務を履行できること。
8	契約方法	単価契約
9	支払方法	支払いは、履行期間中3回で支払う(9月、12月、3月の末締め)ものとし、業務完了後に完了届を提出し、当局の検査を受けた後に、受託者の請求に基づき支払う。
10	業務委託成績評定	対象 <input checked="" type="checkbox"/> 非対象 <input type="checkbox"/>
11	現場代理人の配置	必要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/>
12	その他事項	・業務の施行にあたっては、本業務の特記仕様書を優先適用するほか、平成28年4月制定の「神奈川県土木工事共通仕様書」によるものとする。 ・次年度当初に、委託者と受託者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、令和2年4月1日から令和2年6月30日まで本契約と同一単価で随意契約するものとする。なお、受託者が当該契約を締結する意思がない場合等については、履行期間満了日の1か月前までに通知すること。
13	監督員連絡先	上下水道局 技術部 水道施設課 大井 茂 TEL046-822-3945

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<ul style="list-style-type: none"> この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照) 本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。
----------------------------------	--

逸見総合管理センター他植栽管理業務委託 内訳表

(税抜き)					
工種	細目	単位	予定数量	上限単価	契約単価
剪定	基本剪定(常緑樹) 幹周30~60cm未満	本	2	15,378	
	軽剪定(常緑樹) 幹周15~30cm未満	本	2	6,486	
	刈込物手入(機械刈り) 樹高1.5m未満	m ²	10	321	
	生垣手入(機械刈り) 樹高0.75m未満	m	10	207	
	玉物手入(機械刈り) 樹径0.45m未満	株	2	457	
	仕立て松剪定 幹周60~90cm未満	本	2	63,787	
伐採	伐採(切倒し) 幹周29cmまで	本	100	2,685	
	伐採(吊し切り) 幹周59cmまで	本	7	79,404	
	枝落し 樹高3mまで 枝1本@	本	2	1,719	
	枝落し(吊し切り) 幹周94cmまで	本	2	19,932	
	小低木伐採 樹高1.2mまで	本	2	1,139	
	根籠・篠竹伐採	m ²	10	719	
	竹林伐採 樹高4mまで	m ²	10	2,099	
	竹伐採 樹高4mまで	本	2	1,059	
除草等	人力伐根	m ²	10	725	
	人力除草	m ²	10	419	
	機械除草(肩掛け式)	m ²	9,000	149	
	機械除草(急斜面・肩掛け式)	m ²	2,000	187	
	除伐・つる切り	m ²	300	149	
	機械芝刈り(肩掛け式・ハンドガイド式)	m ²	100	151	
その他	側溝清掃 (蓋無)幅70cm・深さ100cmまで	m	100	867	
	集水溝清掃(蓋無)内寸70cm角・深さ100cmまで	箇所	2	1,793	
	トラック架装リフト車賃料16m	日	2	52,789	
	ラフテレンクレーン作業16t(オペ付)	日	2	91,981	
	クレーン付トラック賃料2t	日	2	16,896	
	ダンプトラック賃料2t	日	2	9,798	
	ベビーウインチ賃料~150kg	日	2	1,499	
	ガソリン発電機賃料2KVA	日	2	1,399	
	造園工	人	2	41,391	
	普通作業員	人	2	42,191	
	交通誘導員A(交代無)	人	2	30,193	
	交通誘導員B(交代無)	人	2	26,394	
	テングス病切除	箇所	2	7,698	
	蜂の巣除去(スズメバチ)	箇所	2	49,990	
	蜂の巣除去(アシナガバチ)	箇所	2	11,997	
発生材処理 (運搬費込み)	防草シート設置(平面部ワッシャ併用コ型ピンΦ4×200mm)	m ²	400	2,893	
	防草シート接着剤塗布(1.3kg/本)	本	2	13,659	
	防草シート接着テープ貼付(10cm×20m/巻)	巻	2	24,115	
	焼却処分(南処理工場)2t積トラック11.2km以下	kg	8,000	45	

※契約単価は、契約者が記入する。

逸見総合管理センター他植栽管理業務委託特記仕様書

1. 履行場所 別紙「対象施設一覧表」のとおり
2. 履行条件
 - (1) 除草集中期間（7月～9月）に業務量に応じた人員配置ができること。
 - (2) 業務期間を通じて当局からの緊急の業務指示に迅速な体制及び対応が図れること。
3. 本仕様書における用語の定義
 - (1) 指示とは、委託者が受託者に対し、業務委託の履行上必要な事項について示し、実施させることをいう。
 - (2) 承諾とは、契約図書で示した事項について、委託者又は受託者が同意することをいう。
 - (3) 協議とは、委託者と受託者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
 - (4) 報告とは、受託者が委託者に対し、書面により知らせることをいう。
4. 一般事項
 - (1) 受託者は、本仕様書に基づき、監督員の指示に従い業務内容を速やかに履行すること。
 - (2) 本仕様書に明記がなく業務遂行上必要な事項については、監督員と協議すること。
 - (3) 関係法規の遵守
受託者は、業務の履行にあたり関係法令、条例およびその他の諸規則を遵守し、作業にあたること。
 - (4) 業務看板の設置
受託者は、業務内容の表示板、その他作業現場に必要な注意看板などを、見やすい場所に設置すること。
 - (5) 提出書類
①全体工程表
契約後に作業箇所を確認し、毎月の計画出来高金額を記載のうえ、6月下旬までに提出すること。
全体工程表記載例

	全体	〇月	〇月	〇月	〇月
除草	〇円				
伐採・剪定	〇円				
防草シート	〇円				
計画出来高金額	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円
実施(見込)出来高金額	円	円	円	円	円

※毎月、実施(見込)額を集計し提出すること

- ②下請負者届（下請契約を締結した場合）
- ③検便検査結果（作業開始前とその後概ね6か月ごと）

（6）業務責任者

- ①受託者は、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために業務の内容に精通し、総合的な判断ができる業務責任者を選定すること。
- ②業務責任者は、原則として作業中現場に常駐し、その運営および管理を行う者とし、作業等に関し、受託者の一切の権限を行使することができるものとする。

（7）委託料の支払

- ①委託料の支払は、3回払い（9月、12月、3月の末締め）につき、3か月毎の履行実績をもって、受託者の請求により精算する。なお、基準値と異なる場合には別紙「換算表」により精算（円未満の端数切捨て）する。ただし、消費税として精算額にその税率相当額を加算（円未満の端数切捨て）すること。
また、実際の作業数量が予定数量より増減する場合でも、契約単価で精算するものとする。
- ②作業集計表は、3か月分の出来高を集計した数値を計上すること。なお、原則として各工種の施設毎の数量の計上は小数点以下を切り捨てた整数とし、換算表により計上する場合は小数1位止めとする。
- ③3か月毎の業務完了後、原則として7日以内に完了届および業務写真・報告書等、検査に必要な書類を提出し、監督員及び検査員の検査を受けるものとする。
- ④契約約款に基づき、支払い請求は、検査員による検査合格の通知後とする。

（8）検査

検査は、監督員及び検査員による現地検査及び書類検査とし、業務写真、報告書等検査に必要な書類をもって原則として受託者立会いの上行う。なお、現地検査については、監督員又は検査員から指示があった場合とする。

（9）検便の実施

受託者は、水道法第21条により作業員全員の検便を以下のように行い、着手前までにその結果を監督員に提出すること。

- ①検査項目
赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、病原性大腸菌0-157、サルモネラ菌
- ②報告書記載内容
氏名、性別、年齢、検査成績、検査場所
- ③検便実施時期
作業開始前とその後概ね6か月ごと

5. 業務内容及び予定数量

本業務の業務内容及び予定数量は、「内訳表」のとおりとする。

6. 業務仕様

(1) 共通事項

- ①伐採等を適用する樹木の幹周の計測は、根鉢の上端より 1.2m 上りの位置を測定するものとする。なお、この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定する。また、株立ち幹が 2 本以上の樹木の幹周及び胸高直径は、おのおのの根鉢又は切断面の上端より 1.2m 上りの位置の測定長の総和の 70% とする。
- ②各作業により生じた発生材の処理単価には、集積・切断・小割・場内運搬・積込又は場内処理を含む。

(2) 剪定

①基本剪定

樹木の骨格づくりを目的とするもので、主として冬季剪定に適用する。密生した枝や不要な枝を整理し、維持管理上必要とされる大きさに樹形を整えることを原則とする方法である。また、特に監督員より指示がない場合には、切り詰め・切り返し・枝おろし剪定等で大きく縮小する縮小剪定を行うこと。

②軽剪定

樹幹の整正、込みすぎによる枯損枝の発生防止などを目的とするもので、主として夏季剪定に適用する。切詰め、枝透かし（枝抜き）などが主体となり、全体として枝葉量を減小させることを原則とする方法である。

③刈込み手入

剪定機により、寄せ植えの高さを一定に保ち、全体としてまとまりのある形状となるように側面も含めた刈込みを行うもので、人力による補助作業を含むものである。

④生垣手入

剪定機により、帯状に列植された植栽を天端部分を揃え、一定幅に定めて両面を刈込むもので、人力による補助作業を含むものである。

⑤玉物手入

剪定機により、丸く見栄え良く刈込むもので、人力による補助作業を含むものである。なお、単木又は数本寄せ植えして玉物仕立てとしているものを 1 株単位とする。

⑥仕立て松剪定

緑摘み、揉み上げ、透かし剪定を適宜行うこと。

(3) 伐採

- ①用具・器機類は各作業に適したものを選択する。なお、用具・器機類の損耗費及び作業車（オペ付を除く）の操作費は各作業単価に含む。
- ②伐採高（切株高）は、原則として地際付近とするが、監督員が指示した場合は発芽に適した高さとする。
- ③伐採（切倒し）は、枝や幹を適切な箇所で切断し、周囲の安全に配慮して樹木の

切り倒しを行うもので、前処理として必要な枝葉落とし等を含んだ作業である。

- ④伐採（吊し切り）は、ロープ等の牽引具を用いて切った枝や幹を所定の場所に誘導しながらおろす作業である。
- ⑤小低木伐採は、刈払い機で切断できない樹高2mまでの玉物（マメツゲ、ツツジ等）・株物（アジサイ、ナンテン等）・立木類を対象とする。
- ⑥竹林の樹高は平均的な高さとする。なお、密度は平均2本/m²程度を想定しており、著しく異なる場合は、竹伐採を適用すること。

（4）除草等

- ①機械除草は、雑草等を刈払い機により地際付近で伐採するもので、人力による補助作業を含むものであり、機械施工が困難な場所には、人力除草を適用する。
- ②除草作業における「急斜面」の適用範囲は、監督員の指定する立地条件とする。
- ③人力抜根は、根元をよく確認して除草ホーク等を用いて根ごと取除くものとし、抜根作業に伴う人力除草を含んだ作業である。
- ④除伐・つる切は、フェンスや幹に巻きついたり、枝から垂れ下がったクズ、フジ等のつる性植物などをチェーンソー、なた等を使用して除伐するものである。

（5）芝刈り

芝刈は、機械（エンジン付）芝刈機及び肩掛式草刈機等で、刈むら刈残しのないよう均一に刈込むこと。

（6）その他

- ①側溝清掃・ます清掃は、対象施設に堆積した土砂・落葉等を清掃用具・機具を用いて除去するものである。なお、蓋有の適用重量は、側溝蓋で50kg/枚以内、ます蓋は規定しない。
- ②交通誘導員は、必要に応じ配置することとし、写真及び伝票等の写しを報告書等に添付し提出すること。
- ③補助作業車、機器類を使用した場合は日額の賃料で精算する。ただし、ラフテレンクレーンについては、オペ付とする。なお、写真及び伝票等の写しを報告書等に添付し提出すること。・
- ④造園工・普通作業員・ダンプトラックは、下記業務を行った際に適用するもので作業に必要な軽微な器具・用具類の経費を含むものとする。なお、従事人数・従事日数・作業状況等の写真を提出すること。また、造園工・普通作業員は半日単位の人工で、ダンプトラックは日額の賃料で精算する。
 - ・現場条件により別途小運搬が必要となる場合。
 - ・藪地（笹竹・小低木・つる草等が混在）等で契約単価の適用が困難な場合。
 - ・監督員の指示する業務に従事した場合。
- ⑤防草シート設置には、シート（ロス率25%分を含む）と設置手間及び現場内小運搬の他、固定ピン・ワッシャー、カートリッジ等の雑材料を含む。

- ・シートの材質は、ポリプロピレン製4層スパンボンド不織布・目付量240 g / m²以上・貫通抵抗力800N以上・色調グリーン系、の同等品とする。(参考商品名ザバーン240G)
- ・シートの固定は、下記適用区分の固定ピンにワッシャーを併用するものとし、打設間隔は50 cm程度・使用数量は4~6本/m²を標準とする。また、シートの重ねは100 mm以上を標準とする。
- ・重ね部及び端部等の固定には接着テープを使用し、必要に応じ接着剤を併用する。接着材は、ウレタン樹脂系1.3 kg/本・カートリッジタイプ(参考商品名コニシボンドKU803M)、接着テープは屋外用・幅10cm×20m(参考商品名(株)グリーンフィールド・ザバーン専用接続テープ)と同等品とする。
- ・適用区分は下記を標準とする。

①作業区分

作業区分	勾配
平面部	概ね2割より緩い場所
斜面地	概ね2割より急な場所
急斜面	ロープ足場(命綱)等を用いて施工する場所

②適用ピン

場所	適用ピン	
	普通土	硬質土
平坦地	コ型Φ4×200 mm L型Φ9×200 mm	L型Φ9×200 mm
上記以外	コ型Φ4×300 mm L型Φ9×300 mm	L型Φ9×300 mm L型D10×300 mm

(7) 発生材処理

- ①上記(1)～(6)の作業により生じた発生材は、原則としてその日のうちに受入可能な処分先(主に刈草・つる等は横須賀市南処理工場・横須賀ごみ処理施設または積替保管施設、主に枝・幹等はチップ化作業場)まで運搬処理すること。なお、各処理単価にはそれぞれの持込先の処分費が含まれる。また、伝票等の写しを報告書等に添付し提出すること。
- ②南処理工場、横須賀ごみ処理施設または積替保管施設への持込処理単価には、運転手のほか運搬助手として軽作業員を含むものである。
- ③局ヤードに集積されている発生材の上記処分場への持込処理単価には切断・小割・積込み等を含むものである。
- ④清掃により生じた土砂及び監督員が指示する発生材は場内処理とし、集積場所は

監督員の指示による。なお、移動困難なものは、転落・移動しないように安定させておくこと。

⑤チップ化作業場へ持ち込む1台あたりの発生木材の重量は、2t積トラック1台当たり1,133kgとし、他の車種については下記による。

1t トラック	3t トラック	4t トラック	2t パッカー	4t パッカー
679 kg	1,586 kg	2,492 kg	1,586 kg	2,945 kg

7. 業務の管理

(1) 工程管理等

①受託者は、下記のとおり工程表を提出すること。なお、工程に変更が生じた際は、その都度、変更工程表を提出すること。

- ・全体工程表（毎月の出来高金額を記載したものを月初までに）
- ・作業工程表（1～2週間分を作業開始前までに）

②受託者は、作業日報（様式不問）を記録し、監督員から指示があった際に、いつでも提出できるようにすること。

(2) 出来高管理

①出来高か所の位置図・平面図には計算書や写真と明確に符合できるよう測点番号（記号）等を付番すること。

②出来高数量の算出方法は、計算過程も含めて監督員の指示による。

③除草対象が点在する場合等は、除草面積全体に対する割合（繁茂率）を乗じて算出する。なお、割合（繁茂率）は監督員の承諾を得ること。

(3) 写真管理

①作業前にあらかじめ撮影計画を立てること。

②写真是原則としてデジタルカメラで作業前・作業中・作業後に撮影すること。なお、作業種別ごとに同場所、同方向から現地の作業前後状況を明確に判別できるように遠景及び近景で撮影すること。

③黒板に記載する撮影項目は、下記を標準とするが、写真で判別しがたい場合は、写真帳に撮影項目を明示すること。

- ・業務名・場所（施設名）・測点番号（記号）等・作業名（作業集計表の細目）
- ・樹高、幹周等の検寸数値・刈込物等の出来高検寸数値・作業車規格等・その他

④撮影頻度は、各施設・作業・種別毎に下記を標準とし、監督員の指示を優先する。なお、測点番号（記号）等は、出来高か所の位置図・平面図と明確に符合できるよう付番すること。

業務単位	撮影頻度
本数（幹周）	作業量の10%内外
面積・延長	作業量の0.2%内外

(4) 安全管理等

- ①受託者は、作業にあたって通行者などに危険が及ばないよう十分な安全対策を講ずること。
- ②受託者は、事故等が発生した時は、負傷者の救護や関係機関への連絡等、直ちに適切な対応をとると共に二次災害を防止するための措置を講じること。また、監督員にも遅滞なく報告すると共に事故の原因、経過および被害の内容などについて報告書を提出すること。
- ③受託者は、伐木等作業特有の墜落・切断・挟み込み等の事故が発生しないよう日常の作業前安全確認はもちろん、定期的な安全教育や現場巡視により作業中の安全確保を確実に行うこと。その実施にあたっては、労働安全衛生法をはじめとする関係法令を遵守すること。
- ④本業務の作業対象箇所は、樹上や石積擁壁天端部等の高所作業が多いので、安全帯ないし墜落防止用ネットの使用などによる墜落防止措置を講じること。
- ⑤受託者は、特別教育受講修了者（伐木等の業務）・安全衛生教育受講修了者（刈払い機）の資格を有した者を業務に従事させること。

(5) 隣接住民への周知

受託者は、現場作業に先立って隣接住民に対し、事前に作業日時等および業務の内容を十分周知し、理解と協力を求めること。

(6) 緊急時の対応

受託者は、業務期間中、市内市外を問わず当局用地内で緊急対応を要する業務が発生した場合、休日、夜間を問わず監督員からの作業指示に対応できる体制を確保すること。

8. その他

(1) 一括下請けの禁止

受託者は、本委託を一括して他人に請け負わせてはならない。

(2) 追加業務

本業務に定める契約単価以外の工種および業務が発生した場合については、協議により決定する。なお、当該単価は、次年度随意契約が締結された場合には継続適用する。

逸見総合管理センター他植栽管理業務委託 対象施設一覧表

【配水費対象】

作業指定月	位置図	用地図	名 称	住 所	明細地図		
					地区	ページ	位置
7月～8月	6	7	西浦賀3丁目用地	横須賀市 西浦賀3丁目12番地	東部	43	C-7
	25	26	野比低区配水池	横須賀市 ハイランド1丁目15番地	東部	113	E-4
	1～22		逸見総合管理センターG・H・A・I地区	横須賀市 西逸見町2丁目10番地	中央	23	G-4
9月	51	13	池上配水池	横須賀市 池上7丁目24番1号	東部	35	G-10
9月末	51	56	池上ポンプ所	横須賀市 池上7丁目24番1号	東部	49	G-4
9月末	13		逸見総合管理センターE地区	横須賀市 西逸見町2丁目10番地	中央	23	G-4
	1～22		逸見総合管理センター	横須賀市 西逸見町2丁目10番地	中央	23	G-4

【総係費対象】

作業指定月	位置図	用地図	名 称	住 所	明細地図		
					地区	ページ	位置
7月～8月	総1・2		沼間6丁目用地	逗子市 沼間6-3			
	総6・7		長瀬3丁目用地	横須賀市 長瀬3-3	東部	88	G-1
9月	総12・13		笛田1丁目用地	鎌倉市 笛田1丁目11番			
9月～10月	総8・9		山中送水管路大作用地	横須賀市 田浦大作町137番地	北部	75	B-4
	総3・4・5		旧沼間資材管理所	逗子市 沼間3-16			
	総18		池上借地	横須賀市 山名町地内	中央	36	
	総10・11		鷹取隧道入口	横浜市 金沢区六浦1998番地			
	総14・15		山中2号幹線1号出口	横須賀市 田浦大作町91	北部	80	C-4
	総16・17		山中1号幹線2号入口	横須賀市 田浦大作町22	北部	75	D-6
	総19・20		山中1号幹線3号出口	横須賀市 山中町75-7	中央	36	F-4
	総21・22・23		鷹取隧道出口	逗子市 沼間4丁目1240-10			
	総24・25		名越隧道出口	逗子市 久木4-27			

【以下は監督員の指示があった際の対象箇所】

総26・27・28	2・3・4号入口	横浜市 金沢区東朝比奈町624番地			
総29	横坑入口	横浜市 金沢区東朝比奈3-11			
総29	2・3・4号出口	横浜市 金沢区六浦2189番地			
総29・30	六浦テレメーター	横浜市 金沢区六浦1977番地			
総31・32	鳥ヶ崎休止配水池用地	横須賀市 東浦賀2丁目71-15	東部	47	F-1
総33・34・35	山中送水管路泉町用地	横須賀市 田浦泉町28	北部	82	A-4
総36・37	巨福路坂隧道出口	鎌倉市 雪ノ下2丁目6-11			
総38・39	旧富士見配水槽	横須賀市 佐野町5丁目32番	中央	91	A-5
総40・41	秋谷休止ポンプ所	横須賀市 秋谷4488番地	西部	11	D-9
総42・43	旧津久井ポンプ自動監視室	横須賀市 津久井5丁目21-13	東部	138	A-5
総44・45	林非常用水源地用地	横須賀市 林4丁目88	西部	91	H-8
総46・47	鷹取管理立坑	横須賀市 湘南鷹取5丁目6-9	北部	25	E-10
57.58	旧浦賀配水池(伐木)	横須賀市 浦賀3丁目7番	東部	24	C-10
	その他の当局用地	横須賀市、逗子市、鎌倉市、横浜市			

※ 位置図・用地図は契約後別途提示する。

※ 池上ポンプ所・久里浜配水池・十三峠配水池はセキュリティ解除が必要なので作業前に監督員に連絡すること。

※ 作業指定月の空欄は別途調整する。

【換 算 表】

1. 剪定

基本剪定 基準値:常緑樹の幹周30cm~60cm

幹周	換算値(本)					
	常緑樹			落葉樹		
	常緑樹	落葉樹	針葉樹	常緑樹	落葉樹	針葉樹
30cm未満	0.7	0.2	0.7	0.9	0.3	0.9
30cm~60cm未満	1.0	0.5	1.1	1.2	0.7	1.4
60cm~90cm未満	1.6	1.0	2.2	2.1	1.3	3.0
90cm~120cm未満	2.6	2.6	4.7	3.4	3.4	6.1
120cm~150cm未満	4.9	4.9	10.0	6.4	6.4	13.0
150cm~180cm未満	8.3	8.3	15.0	10.8	10.8	19.5
180cm~210cm未満	12.0	12.3	20.0	15.6	16.0	26.0
210cm~240cm未満	16.0	16.6	25.3	20.8	21.7	32.9
240cm~270cm未満	20.3	21.6	30.3	26.4	28.2	39.4
270cm~300cm未満	25.0	26.7	35.3	32.5	34.7	46.0

軽剪定 基準値:常緑樹の幹周15cm~30cm未満

幹周	換算値(本)		
	常緑樹	落葉樹	針葉樹
15cm未満	0.4	0.1	0.2
15cm~30cm未満	1.0	0.3	0.9
30cm~60cm未満	1.5	0.7	1.7
60cm~90cm未満	2.4	1.6	3.2
90cm~120cm未満	4.1	4.1	8.9
120cm~150cm未満	7.4	7.4	16.4
150cm~180cm未満	12.4	12.4	24.7
180cm~210cm未満	17.9	18.4	33.0
210cm~240cm未満	23.9	24.9	41.7
240cm~270cm未満	30.3	32.3	50.0
270cm~300cm未満	37.3	39.9	58.3

刈込物手入(機械刈り) 基準値:樹高1.5m未満

樹高	換算値 (m ²)
1.5m未満	1.0
1.5m~2.5m未満	2.5
2.5m以上	3.6

生垣手入(機械刈り) 基準値:樹高0.75m未満

樹高	換算値 (m)
0.75m未満	1.0
0.75m~1.5m未満	2.0
1.5m以上	8.2

玉物手入(機械刈り) 基準値:樹径0.45m未満

樹径	換算値 (株)
0.45m未満	1.0
0.45m~0.75m未満	1.3
0.75m~1.2m未満	1.8
1.2m以上	4.6

仕立松剪定 基準値:幹周60~90cm未満

幹周	換算値 (本)
30cm~60cm未満	0.5
60cm~90cm未満	1.0
90cm~120cm未満	2.0

2. 伐採

伐採(切倒し) 基準値:幹周29cmまで

幹周	換算値 (本)
19cmまで	0.6
29cmまで	1.0
59cmまで	3.8
89cmまで	9.5
119cmまで	18.1
125cmまで	28.2
157cmまで	49.1
188cmまで	72.3
219cmまで	93.9
251cmまで	155.3
282cmまで	201.9
314cmまで	310.6

伐採(吊し切り) 基準値:幹周59cmまで

幹周	換算値(本)
20~29cmまで	0.1
59cmまで	1.0
89cmまで	1.8
119cmまで	3.0
149cmまで	4.4
199cmまで	6.4
249cmまで	9.0
299cmまで	12.0
349cmまで	15.5

トラック架装リフト車賃料

基準値:16m

規格	換算値 (日)	規格	換算値 (日)
8mまで	0.4	18.5mまで	1.1
12mまで	0.5	23mまで	1.3
14mまで	0.7	24mまで	1.5
16mまで	1.0		

ラフテレーンクレーン作業

基準値:16t

規格	換算値 (日)	規格	換算値 (日)
4.9t	0.8	20t	1.0
7t	0.9	22t	1.0
10t	0.9	25t	1.1
16t	1.0		

クレーン付トラック賃料

基準値:2t

規格	換算値 (日)
2t	1.0
4t	1.2

ベビーウインチ賃料

基準値:~150kg

規格	換算値 (日)
~150kg	1.0
~200kg	1.6

ガソリン発電機賃料

基準値:2KVA

規格	換算値 (日)
2KVA	1.0
3KVA	1.0

防草シート設置 基準値:平面部

(ワッシャ併用コ型ピンΦ4×200mm)

規格	換算値(m ²)	
	ワッシャ併用コ型ピン Φ4×200mm	Φ4×300mm
平面部	1.0	1.0
斜面地	1.1	1.1
急斜面	1.2	1.2
規格	ワッシャ併用L型ピン Φ9×200mm	
	Φ9×300mm	D10×300mm
平面部	1.0	1.0
斜面地	1.1	1.1
急斜面	1.2	1.2

側溝清掃 基準値:(蓋無)幅70cm・深さ100cmまで

規格	換算値(m)
(蓋無)幅70cm・深さ100cmまで	1.0
(蓋有)幅70cm・深さ100cmまで	2.5

集水樹清掃 基準値:(蓋無)内寸70cm角・深さ100cmまで

規格	換算値(箇所)
(蓋無)内寸70cm角・深さ100cmまで	1.0
(蓋有)内寸70cm角・深さ100cmまで	3.6

発生材処理(焼却処分・資源化)

基準値:運搬距離11.2km以下

距離	換算値(kg)	
	南処理工場・横須賀ごみ処理施設・積替保管施設 共通	局ストック
5.6km以下	0.7	1.3
8.4km以下	0.9	1.4
11.2km以下	1.0	1.5
14.4km以下	1.1	1.6
17.7km以下	1.2	1.7
21.4km以下	1.3	1.9
25.3km以下	1.4	2.0
30.0km以下	1.5	2.1

発生材処理(チップ化)

基準値:運搬距離11.2km以下

距離	換算値(kg)
5.6km以下	0.8
8.4km以下	0.9
11.2km以下	1.0
14.4km以下	1.0
17.7km以下	1.1
21.4km以下	1.1
25.3km以下	1.2
30.0km以下	1.2

逸見総合管理センター他植栽管理業務委託 作業集計表

○～○月分

工種	細目	単位	単価	全 体		総係費対象		配水費対象	
				数量	金額	数量	金額	数量	金額
剪定	基本剪定(常緑樹) 幹周30～60cm未満	本							
	軽剪定(常緑樹) 幹周15～30cm未満	本							
	刈込物手入(機械刈り) 樹高1.5m未満	m ²							
	生垣手入(機械刈り) 樹高0.75m未満	m							
	玉物手入(機械刈り) 樹径0.45m未満	株							
	仕立て松剪定 幹周60～90cm未満	本							
伐採	伐採(切倒し) 幹周29cmまで	本							
	伐採(吊し切り) 幹周59cmまで	本							
	枝落し 樹高3mまで 枝1本@	本							
	枝落し(吊し切り) 幹周94cmまで	本							
	小低木伐採 樹高1.2mまで	本							
	根籠・篠竹伐採	m ²							
	竹林伐採 樹高4mまで	m ²							
	竹伐採 樹高4mまで	本							
除草等	人力伐根	m ²							
	人力除草	m ²							
	機械除草(肩掛け式)	m ²							
	機械除草(急斜面・肩掛け式)	m ²							
	除伐・つる切り	m ²							
	機械芝刈り(肩掛け式・ハンドガイド式)	m ²							
その他	側溝清掃 (蓋無)幅70cm・深さ100cmまで	m							
	集水樹清掃(蓋無)内寸70cm角・深さ100cmまで	箇所							
	トラック架装リフト車賃料16m	日							
	ラフテレーンクレーン作業16t(オペ付)	日							
	クレーン付トラック賃料2t	日							
	ダンプトラック賃料2t	日							
	ベビーウインチ賃料～150kg	日							
	ガソリン発電機賃料2KVA	日							
	造園工	人							
	普通作業員	人							
	交通誘導員A(交代無)	人							
	交通誘導員B(交代無)	人							
	テングス病切除	箇所							
	蜂の巣除去(スズメバチ)	箇所							
	蜂の巣除去(アシナガバチ)	箇所							
	防草シート設置(平面部ワッシャ併用コ型ピンΦ4×200mm)	m ²							
	防草シート接着剤塗布(1.3kg/本)	本							
	防草シート接着テープ貼付(10cm×20m/巻)	巻							
発生材処理 (運搬費込み)	焼却処分(南処理工場)2t積トラック11.2km以下	kg							
	焼却処分(横須賀ごみ処理施設)2t積トラック11.2km以下	kg							
	資源化(振替保管施設)2t積トラック11.2km以下	kg							
	チップ化(チップ化作業場)2t積トラック11.2km以下	kg							
計									
消費税相当額(円)						A=委託価格×税率	B=委託価格×税率	A-B	
合計(円)									

逸見総合管理センター他植栽管理業務委託 作業数量表

○～○月分

工種	細目	単位	総係費対象		配水費対象		
			○用地	合計	逸見○区域	○用地	○配水池
			数量	数量	数量	数量	数量
剪定	基本剪定(常緑樹) 幹周30~60cm未満	本					
	軽剪定(常緑樹) 幹周15~30cm未満	本					
	刈込物手入(機械刈り) 樹高1.5m未満	m ²					
	生垣手入(機械刈り) 樹高0.75m未満	m					
	玉物手入(機械刈り) 樹径0.45m未満	株					
	仕立て松剪定 幹周60~90cm未満	本					
伐採	伐採(切倒し) 幹周29cmまで	本					
	伐採(吊し切り) 幹周59cmまで	本					
	枝落し 樹高3mまで 枝1本@	本					
	枝落し(吊し切り) 幹周94cmまで	本					
	小低木伐採 樹高1.2mまで	本					
	根籠・篠竹伐採	m ²					
	竹林伐採 樹高4mまで	m ²					
	竹伐採 樹高4mまで	本					
除草等	人力伐根	m ²					
	人力除草	m ²					
	機械除草(肩掛け式)	m ²					
	機械除草(急斜面・肩掛け式)	m ²					
	除伐・つる切り	m ²					
	機械芝刈り(肩掛け式・ハンドガイド式)	m ²					
その他	側溝清掃 (蓋無)幅70cm・深さ100cmまで	m					
	集水樹清掃(蓋無)内寸70cm角・深さ100cmまで	箇所					
	トラック架装リフト車賃料16m	日					
	ラフテレンクレーン作業16t(オペ付)	日					
	クレーン付トラック賃料2t	日					
	ダンプトラック賃料2t	日					
	ベビーウインチ賃料~150kg	日					
	ガソリン発電機賃料2KVA	日					
	造園工	人					
	普通作業員	人					
	交通誘導員A(交代無)	人					
	交通誘導員B(交代無)	人					
	テングス病切除	箇所					
	蜂の巣除去(スズメバチ)	箇所					
	蜂の巣除去(アシナガバチ)	箇所					
	防草シート設置(平面部ワッシャ併用コ型ピンΦ4×200mm)	m ²					
発生材処理 (運搬費込み)	防草シート接着剤塗布(1.3kg/本)	本					
	防草シート接着テープ貼付(10cm×20m/巻)	巻					
	焼却処分(南処理工場)2t積トラック11.2km以下	kg					
	焼却処分(横須賀ごみ処理施設)2t積トラック11.2km以下	kg					
	資源化(振替保管施設)2t積トラック11.2km以下	kg					
	チップ化(チップ化作業場)2t積トラック11.2km以下	kg					